

浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付規則をここに  
公布する。

令和3年6月25日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市規則第48号

### 浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付規則

#### (目的)

**第1条** この規則は、ファミリー・サポート・センターにおける援助を、多胎児の保護者が利用する場合に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、多胎児の保護者によるファミリー・サポート・センターにおける援助の利用の促進を図り、多胎児の保護者の経済的及び精神的負担を軽減することを目的とする。

#### (定義)

**第2条** この規則において「ファミリー・サポート・センターにおける援助」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業により行われる援助をいう。

2 この規則において「多胎児」とは、1回の多胎妊娠により出産した2人以上の児童をいう。

#### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、市が実施するファミリー・サポート・センターにおける援助を利用した、市内に居住する小学校就学の始期に達するまでの多胎児の保護者とする。

#### (補助の対象費用)

**第4条** 補助の対象となる費用は、法第6条の3第14項各号に掲げる援助の利用に要した費用とする。

#### (補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、多胎児の保護者が法第6条の3第14項に規定する援助希望者に支払った報酬（交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分として市長が定める費用を除く。）に相当する額に、利用に係る多胎児が3歳未満の場合にあっては4分の3を乗じた額とし、4歳以上の場合にあっては2分の1を乗じた額とする。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする保護者は、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 別で定める援助活動報告書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付請求書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の支給に係る調査)

**第10条** 市長は、補助金に関し必要と認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は自ら調査することができる。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付申  
請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

電話番号

浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金の交付を受けた  
いので、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付規則  
第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

援助活動報告書の写し

第2号様式（第7条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付・  
不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金について、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付規則第7条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定

交付決定額 円

2 不交付決定

（理由）

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第8条）

浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金を、浦安市ファミリー・サポート・センター多胎児利用補助金交付規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	支店名	種類	口座番号
		普通 当座	
フリガナ			
口座名義			